

令和元（2019）年 第9回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和元年9月25日（水） 14時15分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館2階会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、朏委員、十時委員、山之内委員、寺崎委員
- 4 事務局出席者 水本次長、貞松指導主事、落合次長補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 朏由典 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和元年 第8回定例教育委員会（8/29）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第22号 平成30年度自己点検・評価について
議案第28号 佐々町立図書館管理運営規則の一部改正について
- 9 報告事項
 - (1) 教育委員の選任について
 - (2) 通学路安全推進会議について
 - (3) いじめ・不登校について
 - (4) 学校給食施設整備について
 - (5) 両小学校トイレ改修工事について
 - (6) 名義後援について
 - (7) 準要保護の9月認定について
 - (8) 行事関係報告について
 - (9) その他
 - ・長崎県市町村教育委員会研究大会について
 - ・3校共同研究会公開授業について
 - ・小学校陸上記録会について
 - ・社会人権・同和教育地区別研修会について
- 10 その他
 - (1) 次回開催日程 令和元年10月30日（水）14時00分～
 - (2) 場 所 佐々町役場 別館2階会議室
 - (3) そ の 他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和元年第9回定例教育委員会を開催します。
教育長	5 会議録署名委員の指名 本日の会議録署名委員を指名します。朏 由典委員にお願いします。
教育長	6 前回の会議録の承認 前回の「令和元年第8回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。 (資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	7 教育長報告事項 次に教育長報告に入ります。
教育長	(1)教育委員会の主な行動 (資料により説明)
教育長	(2)町内校長会指導事項等 【指導事項】 ○充実した2学期に 児童を育てる、職員を育てる、保護者、地域の信頼を得るという話をしました。 特に、児童・生徒については、2学期は本当に充実の時期で、イベント、文化祭、学習発表会等があるわけで、そういうところを活用して子どもを育ててほしい。 そして、一番大切なのは日々の充実なんだという話をしました。 また、職員を育てるという意味では、本当に先生方は一生懸命なのはわかるけれども、自分で考えて取り組むという、教師の主体性を育ててほしいという話をしました。 また、保護者、地域の信頼を得るということで、私どものほうにもいろんな苦情等はありませんし、うまく学校運営がいっているんだろうと思っていますけれども、見えないところに不満がたまっているのか、見えないところにも心遣いをという話をしました。 ○次年度を見据えて 中長期的構想をということで、学力、体力、心の力の向上について、来年度に向

教育長	<p>けた施策をそろそろ考え始めてほしいという話をしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○佐々町教職員安全衛生管理規程の制定について ○佐々町教育委員会ストレスチェック実施規程の制定について 先の定例教育委員会で承認いただいたことについて、校長会で説明しました。 ○佐々町教育委員会自己点検・評価について これについても、先ほど外部評価をいただきましたけれど、課題のある評価項目について、なぜそうだったのかということを校長会のほうで報告を受けました。 ○情報モラル教育の見直し 9月9日に各学校の情報教育担当者会議を開催しました。情報モラル教育についての年間指導計画がほぼ完成しています。道徳の教科書が来年度変わりますので、その道徳の教科書との関連性をとるというところで、完成していくと思っています。校長のほうには、各担当者が作った分について、各学校で提案があると思うので、それについて理解し、推進してほしいという話をしました。 <p>【気になっていること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導 佐世保高1同級生殺害事件から5年経過したわけです。長崎県では、いまだかつてないといいますか、信じられないような子どもの事件というのが相次いで何年かごとに起こっていると。本町では、i-checkという心理検査をしているわけですが、i-checkの結果を活用しながら、未然に防げることはないのかということを十分に検討してほしいという話をしました。 ○いじめへの対応 管理職に伝えるとか、メモを廃棄とか、こういう基本的なところで齟齬がないようにという指導をするということ、それから、埼玉の中2同級生殺傷事件というのが起きたわけですけれど、仲がよかつたというような把握の仕方をされていたようです。やはり友達関係、人間関係というのは、子どもの場合、特に変化が激しいから、思い込みで見ないようにという話をしました。 ○緊急時の対応 「教職員の対応不適切」ということで、これは、給食を喉を詰まらせた死亡事故でした。そのときの緊急の対応が悪かったということで問題になっているわけですけれど、緊急時、本当に対応できる覚悟を持つようにという教職員の指導を繰り返しやしてくれということを話しました。特に、AEDであるとか、エピペンとか、緊急時には誰かが早急に対応しなければならないことが起こり得るということを十分自覚しておくようにという話をしました。 ○未成年者の自殺 「未成年の自殺率最悪」ということで、ここにも書いてありますけれど、10歳から19歳まで、10歳未満の自殺者というのはいないわけですから、小学校の高学年からいろんなことで悩んで自死という道を選んでしまう危険性があるんだということを話しました。 この中の10代の原因、動機別の自殺者数が書いてあるわけですけれど、10代全部ですから、小学校高学年から高校生まで入っていた分で、学業不振とか進路の悩み、こういった悩みが出てきているんだろうという話をしました。中学校、小学
-----	--

教育長	<p>校であればいじめであるとか、友達のトラブルというものが一番最初に来るのかもしれないという話をしました。</p> <p>○相談窓口</p> <p>県教委がLINEの相談窓口を開設したということで、今日の長崎新聞に載っていましたが、非常に活用されているという話です。そういった相談窓口については、子どもに確実に周知をしてくれという話をしました。</p> <p>○虐待通告</p> <p>児相のほうがかなり大変な状況というのがうかがえる。しかし、児相との連携をしっかりとやっていこうという話をしました。</p> <p>○給食費の公会計化</p> <p>文科省が、平成30年度中にと最初は言っていたわけですけれど、つい最近、8月31日でしたけれど、給食の公会計化のガイドラインというものを作成しています。そのガイドラインを読んでみましたが、やはり完全に公会計化、税金を納めるのと同じような形にするため2年間はかかるだろうし、やはり、検討だけでも半年以上、人的な配置等も考えたならば、なかなか厳しいところがあるのかなと思ったところです。</p> <p>給食センターの建設と並行して検討は進めていかなければならないんだろうと思っています。</p> <p>○働き方改革</p> <p>先生も夏休みをとってということですが、例年のごとく、夏休み中は、リフレッシュということで、年休を消化したり、リフレッシュ休暇をとったりということは、各学校では既に進めているところです。</p> <p>○大学進学率</p> <p>これは、あくまでも参考ですけれど、大学の進学率が45.4%という状況だということです。</p> <p>私からの報告は以上です。何かご質問等ございませんでしょうか。</p>
教育委員	<p>情報モラル教育というのはどういうことですか。</p> <p>情報モラルという点については、いわゆるインターネットであったり、携帯であったり、そういうときのモラルについて教育をしようというものです。インターネットも含んだところのいわゆる情報機器の危険性であったり、やはりそれは肖像権に触れるとか、誹謗中傷になるといったことについての教育ということです。すでにやっているわけですが、長崎県がSNSノートというものを作ったので、それを指導に取り入れるということでやっています。</p> <p>また、来年度から使われる道徳の教科書には、各学年、1回はいわゆる情報モラルの題材が入られています。いじめについても入れられています。</p> <p>前もちよっと話をしたと思うんですけども、この先、携帯を含めたネット環境、いろいろな情報機器環境というのは大きく変わっていくだろうということで、その根っこになるところのモラルについて、小学校1年生から継続的に指導しておかないと間に合わないのではないかという思いから、今年の夏、年間計画を作成しよう</p>

教育長	<p>ということで、各学校の情報教育担当者を集めて検討会をスタートさせました。</p> <p>議案第22号 平成30年度自己点検・評価について</p>
教育長	<p>これは先ほどの外部評価についての部分を挿入するということで、ご理解いただければと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
事務局	<p>議案第28号 佐々町立図書館管理運営規則の一部改正について (資料により説明)</p>
教育長	<p>第8条第3項、「小中学校及びその他の団体」というのはどんなでしょうか。町内小中学校、町内に限定するか、小中学校であれば可とするか。</p>
教育委員	<p>やはり町内としたほうがよくないですか。そして、その他の町外の場合は、教育長が適当と認めた場合に許可すればいいことですから、結局、その他の団体にしても小中学校にしても町内と一応明記していて、町外の場合は教育長の裁可をもらうというふうにしたほうがいいと思います。</p>
教育長	<p>ということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、「団体貸出を利用できる団体は、町内の小中学校及びその他の団体」でということですね。だから、町内がその他の団体まで係るという解釈ですね。</p>
教育委員	<p>そうですね。団体も町内に係るような書き方。</p>
教育長	<p>「町内の小中学校及びその他の団体で」ということで、「教育長が適当と認める団体とする。」となれば、町内しかないです。「団体または教育長が適当と認める団体」とする。</p>
教育委員	<p>その他の団体は、町外でもいいということでしょう。</p>
教育委員	<p>団体で、その他が教育長が適当と認めたものですよね。</p>
教育長	<p>「町内の小中学校やその他の団体」で。「や」にしましょうか。「点」か「や」、「その他の団体で教育長が適当と認めた団体とする。」ということですかね。 小中学校については、町内しかだめだということですね。 それでは、これでよろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>町内以外は、教育長が認める場合はいいということでしょうか。</p>

教育委員	そうですよね。その他の団体の中で。
事務局	だから、「や」にしたんですね。
教育長	「や」にして。「町内の小中学校やその他の団体で、教育長が適當と認める団体とする。」でいいですか。
事務局	「や」とは言わないような気がしますけど。
教育長	点で切るか。「町内の小中学校、その他の団体で」。
教育委員	「その他の団体で」まではいいと思うんです。
事務局	そのような趣旨にちょっと変更させていただくことでだめでしょうか。
教育委員	町外の場合は、教育長が認めた。
教育長	急ぎ、ちょっと文章の表現なので、あとに回して、趣旨を生かした文章にすることによって会議を進めたいと思います。
教育委員	とにかく、町内以外は教育長が認めた場合はオーケーというふうなものになればいいと思うんです。 最初の文言はこれでいいと思うんです。団体は、「町内の小中学校及びその他の団体で」まではもうこれでぴったりと思うんですけど、との場合を、教育長が認める団体、もちろん小中学校も含めて町外の小中学校及び他の団体は教育長の裁可を得るというふうな文言にすればいいと思うんですけど。
教育長	ほかのところはよろしいでしょうか。大体、現状に合わせた変更だと思いますが。
教育委員	違うことでいいですか。 団体の貸出冊数が30冊というのは、どこから来ているのか教えてもらいたいんですけど。
事務局	30冊というのは、実際に現状で貸出しをしている冊数です。
教育委員	そうですか。ひょっとして、教材で、この国語の教材では欲しいというような学級などがあって、その人数分が欲しいというような声とかいうのはないんですか。児童生徒分の資料として、例えば「この作家の本を見つけて貸し出してほしいんですけど」という要望はないんですか。
教育長	正確ではありませんが、平成26年ぐらいだったと思います。図書館運営審議会

教育長	の中で、団体貸出ができないかということが検討されました。そのときに想定したのが、例えば平和学習に使うから平和教育関係の本が欲しいというような想定でした。一斉読書用という想定ではありませんでした。何冊かといったときに、30冊もあればということで決まったという経緯だと思うんです。
教育委員	中学校もどうにかして本を読まないのかなと思って。国語の教材か何かでそういうふうにクラス分を借りて学級で使用するとかすると、少し子どもたちも親しむのかなと思って。
教育長	わかりました。今のところ30冊で不満はないようですので、また聞いてみて、必要があれば、実態、要望に合わせるということでおろしいでしょうか。
事務局	今、委員がおっしゃったようなことで、平成26年度、平成27年度に私も借りたことがあります。同じ作家の本を30冊貸してくださいと頼んだことがあります。
教育委員	私も借りたことがあって、そのときに各学級30冊かもうちょっと多いのかなと思って。
教育長	先ほどの文言は後回しにしますか。文章ができたら。
事務局	すいません。まだ整っていないです。
教育長	それでは、一応これは保留しておきます。
9 報告事項	
事務局	(1)教育委員の選任について (資料により説明)
教育長	今、次長から説明がありましたように、山之内委員があと4年続投していただけます。なお、山之内委員は保護者として入っていただいているわけですけれど、私も最初は勘違いがあって、お子さんが最終年に高校生になられるということで、それはまずいのかなと思って県教委に確認したところ、なられたときに保護者であればいいと。県の教育委員にもそういう例があるということで確認がとれましたので、安心して4年間、お務めいただけると思っています。よろしくお願ひします。
事務局	(2)通学路安全推進会議について (資料により説明)
教育長	本来ならば、来年度が保護者アンケートを実施する年ということになっていま

教育長	す。ただ、川崎市での事件が起きたことによって、何かまた変更があるかもしれません。登下校安全プラン自体の見直しがあれば、また検討したいと思っています。
事務局	(3)いじめ・不登校について (資料により説明)
教育委員	中学校も、不登校は例年減ってきているんですか。
事務局	全体の人数としては、減ってきてる傾向にあると思います。 というのは、先ほど教育長も言ったように、減ってきてるんですけども、大体、学年が進むにつれて多くなってくるものですから、卒業生が卒業するとだんだん入れかわってくるというふうな状況です。しかし、傾向的には少なくなってきてます。
教育長	全体の数字としては減っているか横ばいになっているというような状況です。
教育委員	中学3年生を見ると、もう出席すべき日数がほぼほぼ出されていないということじゃないですか。そうなると、例えば進路的な関わりとかは、保護者とだけでも連絡はとれているのでしょうか。
事務局	連絡はとっているようです。進路のことについても話合いはしているようです。 ただ、本当に希望どおりいくのかどうかは、やはり学校に来ていないので、成績等もありますし、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思うんですが、連絡は中学校としては必ずとっています。
教育委員	余り詳しくはないんですけど、こういう出席日数的なところで進学ができないということもあるんですか。
事務局	それは義務教育ですからね。足りないと、高校ならできないんでしょうけど、中学校はほとんど卒業できます。
教育長	進学というのは、高校進学ということですね。今は、昔と違って、随分と不登校に対しては理解があるようになりました。例えば、私立で言えば、ある私立高校は全通併修といって、昼間、学校に来るんだけど、通信制も受講して単位をくれるとか。公立高校も結構理解があり、受け入れていただいたら。随分と不登校に関してはそういうご理解があるところが増えてきたのは事実です。 また、現実問題として、中学校のとき不登校だったけれど、高等学校になったら吹っ切れたというのでしょうか。登校するようになることはよくあります。 だんだん本人が気持ちが重くなったり、自分はこう見られているんじゃないかな、こう思ってしまって萎縮してしまう。それが高等学校に行ったら環境が変わっているというか、本人にとって気持ちが変わるというのはあると思います。

教育長	また、私の経験からすると、中学3年生はやはり進学の時期が強まってきたら何とかしなければいけないという気持ちが高まるというのもあります。
教育委員	この1年生のお子さんたちは、小学校でもこういう不登校傾向があったんですか。
事務局	この子たちは傾向としてあったんですけど、休みはしませんでした。別室登校です。教室に入れないとか遅刻するとか。でも、学校には来る。だから、数字として上がらなかつたんですけど、傾向としては、中学校から新たに本当の不登校になつたというわけじゃなくて、傾向はあるという子たちばかりです。
教育委員	4月、5月は頑張ってきて、6月、7月でというのが。
事務局	そうですね。
教育委員	梅雨時期ですか。
事務局	4月、5月は緊張していたんだろうとは思うんですけど、慣れてくるとまた。
教育長	以前は、4月がやはり多かったです。3校研の中で、中学校の体験入学であるとか、あと中1ギャップ解消をということで取り組みました。しかも、中学校の場合は、4月の第2週で体育大会をやっていました。新1年生にはハードなスケジュールで、ぱたっと切れることが4月ぐらいから多くありました。確かに、体験入学とか、5月の半ばぐらいに運動会開催ということで、少しずれてはきたんですけど、いわゆる中1ギャップ、階段のところでのつまずきはなくなつたんですが、やはり6、7月、先ほど言われたように息切れの時期というのがどうも出てきているような気がします。ずれた分よかつたのか、もっと解決する何かがあるのかというのは今後、考えていかないといけないと思います。
教育委員	小学校のときに、その予兆があったという情報というのは、引継ぎはできているんですか。
事務局	当然、小学校から中学校にこういう子で、こういうふうな出席状況でしたというのは、全部、情報として行っています。
教育長	現在、本町だけではないと思うんですが、引継シートというものをあって、口頭だけではなくて、不登校の子、それから、家庭的に課題がある子、虐待傾向があるかもしれない子というのは必ず引継ぎをやっています。長崎県内の場合は、特に気になる部分については、高等学校にも引き継いでいるところです。

事務局	(4)学校給食施設整備について (口頭で説明)
教育委員	令和3年度に工事ということは、令和4年度から供用開始ですか。
事務局	理想としては、令和4年度の2学期からの供用開始を考えています。
教育長	場所が決まらないとどうしようもないわけで、今からいろんなご説明等をしなければならないだろうと思っています。今のところ、日程的には、そういうふうに考えているということでご理解いただければと思います。
事務局	(5)両小学校トイレ改修工事について (口頭で説明)
教育長	私も、学校を回ってみて、特に、子どもたちがとまどっているかといったらそれはないということでした。ただ、掃除の仕方を研究しなきゃいけないという話がありました。
事務局	(6)名義後援について 2件分について報告。
事務局	(7)準要保護の9月認定について 2件分について報告。
事務局	(8)行事関係報告について 主な教育委員会行事の9月実績および10月予定について報告。
事務局	(9)その他 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県市町村教育委員会研究大会について ・3校共同研究会公開授業について ・小学校陸上記録会について ・社会人権・同和教育地区別研修会について <p>保留していた議案第28号について、第8条第3項は「町内の小中学校及び町内外の団体で、教育長が適当と認めた団体とする。」という文言に修正し、可決した。</p>

(15時55分 閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年9月25日

教育長 黒川 雅彦

委員 月出 由典